

別紙6

教育委員は、独自評価に基づく採択の必要条件を満たしていない

はじめに

愛媛県教育委員会（以下「県教委」という）と今治市教育委員会（以下「今治市教委」という）は、2009年度の採択において、いずれも扶桑社版歴史教科書を採択した。同教科書を採択した理由を、県教委の井関委員長は、「国民の自覚を育てる目標に合致している」（定例委員会）と述べ、また、今治市教委の小田委員長は、「日本人の誇りを持った人間を育てる上で最良」と採択後にコメントしている（『愛媛新聞』2009.8.28）。いずれの採択も、口では選定資料を参考にしたと述べているようであるが、最終的には、「採択権者の権限と責任」に基づき、各教育委員の私的な評価による多数決決裁という方法（以下「教育委員の独自評価に基づく採択」という）で使用する教科書を決定している。

別紙5において、教育委員の独自評価に基づく採択を明記した法令は存在せず、そのような採択方法は、適正な採択手続違反であると述べた。仮に違法でないとした場合においても、「教育委員の独自の私的な評価に基づく採択が可能であるのか」「そのために必要である条件を教育委員らは満たしているのだろうか」という問題が残る。それを以下に検証する。

1、教科書を選定し、採択するために必要な条件

市町村の教育委員会が所管する教科書は、小学校用及び中学校用教科書である。都道府県の教育委員会が所管する教科書は、小学校用及び中学校用並びに高等学校用と特別支援学校用教科書である。このように、市町村の教育委員会と都道府県の教育委員会では、採択の対象となる教科書が異なるが、「採択権者の権限と責任」というその内容に違いはない。よって、県教委を事例として、「採択権者の権限と責任」による採択の実態について具体的に検証する。

教育委員らが、独自の私的な評価に基づき採択を行うというのであれば、少なくとも以下の条件を各教育委員らが、満たしている必要がある。

- (1) 各教科の専門的知識と教育実践経験を有していること。
- (2) 各教科における教科書に関する専門的知識を有していること。
- (3) 採択の対象となっている全ての教科書を読むこと。

- (4) 各教科の観点（調査項目＝「調査要素と具体的な観点」）に照らして各教科書を読み比べ、選定するための基礎的な調査・研究を行っていること。
- (5) 教科書を実際に使用する児童・生徒や教員が、どのような教科書を希望しているのかを調査・研究していることなど。

2、県教委が所管している県立高校の多様なニーズ

当然ながら、県教委が一方的に勝手に使用する教科書を決定してはならず、各学校の教育方針、希望等に即した教科書を選定し、採択を行う必要がある。つまり、県教委が所管する県立高校等の下記の条件に即した教科書を選定し、採択する必要がある。

2-1 51校6分校の県立高校（2008年度 県立高等学校学科別合格者数（全日制）、11校の県立高校（定時制）（2008年度 県立高等学校学科別合格者数（定時制）、7校1分校の特別支援学校（2008年度愛媛県県立特別支援学校入学定員、3校の中等教育学校と合計72校7分校がある。しかも、水産高校、工業高校、農業高校、商業高校、特別支援学校（高等部）、中等教育学校（後期）などなど多種多様の学校である。

2-2 これらの県立学校には、県立高等学校学科別合格者数（全日制）だけでも48学科（普通、商業、情報デザイン、機械、電子機械、電気、情報電子、環境化学、情報ビジネス、理数、生産科学、農業土木、グリーン環境、生活科学、ライフデザイン、電気システム、建設工学、園芸科学、園芸クリエイト、事務、情報処理、情報技術、繊維工業、デザイン、総合、工業化学、建築、土木、繊維、流通経済、商・国、森林環境、生物工学、園芸流通、食品化学、生活科学、環境開発、特用林産、生産科学、畜産、水産食品、水産増殖、海洋技術、農業機械、生産食品、農業、漁業、機関）と実に多種多様である。

2-3 学校の所在地における地域社会のニーズ（生徒、保護者、地域社会）と歴史的経過を加味し、そのうえで、各学校の教育方針・教育目標が示す各学校の独自の多様な教育方針・目標等を定め、これに沿って、教科内容が編成されている。

2-4 このような実に多種多様な各学校のニーズや歴史性に対応した教科書

を選定し、採択しなければならない。

2-5 以上のような多種多様なニーズに答えるために、多種多様な教科書が作成され、それらが、高等学校用教科書目録（2008 年度使用）には採択対象教科書として掲載されている。高等学校用教科書の第 1 部だけでも、950 種、983 点の教科書と 65 の教科（種目）がある。

3、教育委員らは、独自評価に基づく採択に必要な資格条件を満たしていない

県教委は、小学校用及び中学校用並びに高等学校用と特別支援学校用教科書の採択を「採択権者の権限と責任」に基づき、行っていると述べている。しかも、その採択方法も教育委員の独自の私的な評価に基づいて採択を行っている。2009 年 8 月 27 日の定例会において採択を行ったのは、同会議録よれば、「議案第 44 号平成 22 年度使用愛媛県立今治東中等教育学校、愛媛県立松山西中等教育学校及び愛媛県立宇和島南中等教育学校前期課程教科書の採択について」、「議案第 45 号平成 22 年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について」、「議案第 46 号平成 22 年度使用県立特別支援学校中学部及び高等部教科書の採択について」である。

「議案第 45 号」の採択だけでも「2-1」～「2-5」を考慮する必要がある、それは、高等学校の第 1 部だけでも 950 種、983 点の教科書がその対象になる。

仮に教育委員らが、各教育委員の独自の評価に基づき使用する教科書を決めるのであれば、先に示した（1）～（5）の条件を各教育委員は満たしている必要がある。そのうえで、「2-1」～「2-5」で示した学校の教育方針及び目標に基づく多種多様な各学校の教科毎のニーズに適した教科書を選定し、採択する必要がある。しかしそのようなことが、人間の知的能力上可能であろうか。また、そのための準備をすることが肉体的能力、また時間の確保が可能であろうか。詳細な検証を行うまでもなく、その答えは、「不可能」である。

そのことは、「議案第 45 号平成 22 年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について」、「議案第 46 号平成 22 年度使用県立特別支援学校中学部及び高等部教科書の採択について」の審議を記録した定例会会議録を読めば一目瞭然である。「不可能」であるので、事務局案を承認するという採択を行っているのである。

扶桑社版歴史教科書を採択させた中心人物である今治市教委の小田委員長は、2009 年度の中学校用教科書（9 教科 73 種の合計 135 冊）の採択に際して、「委員が全て教科の教科書に目を通すことは、物理的に無理であると思います」（第 9 回教育委員会会議録）と述べている。これは、小田委員長が特別にそのように

思うのではなく、「不可能」であるという実態的現実があるからである。

4、教育委員らは、独自の評価に基づく採択を行ってはならない

以上のように、教育委員らは、独自の私的な評価に基づく採択を行うために必要不可欠である条件を満たしていない。よって、少なくとも、教育委員の独自の評価に基づく採択を行ってはならず、教員免状を有し、各教科の専門的知識と教育実践を有した教員が、担当する教科の教科書を調査研究した資料をまとめた教科書調査報告書と今治市教委の場合であれば、全教員が行った調査を集計した調査報告書に基づき、教科書選定委員会が、教科書を選定し、教育委員会へ答申した教科書を、そのまま、採択を行う必要がある。

以上